

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 28日

石川県知事 殿



提出者

住所 石川県金沢市畝田東3-87

氏名 東洋建設株式会社  
執行役員北陸支店長 地田 英樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-268-4681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 東洋建設株式会社 北陸支店

事業場の所在地 石川県金沢市畝田東3-87

計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 D06 総合工事業

②事業の規模 4,624,000円

③従業員数 64名

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・金属くず→再生処理業者に委託し製鋼原料として再資源化
- ・がれき類→再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託し木材チップとして再資源化
- ・廃プラ→再生処理業者に委託し再生品原料として再資源化
- ・石膏ボード→再生処理業者に委託しセメント原料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化を促進するため、混合廃棄物としての排出量を削減している。 (分別種類) コンクリートがら、アスコンがら、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別する種類は上記①と同じ。 ・着工前の施工方針会議で分別品目と設置場所を確認し、着工時より分別を進める。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

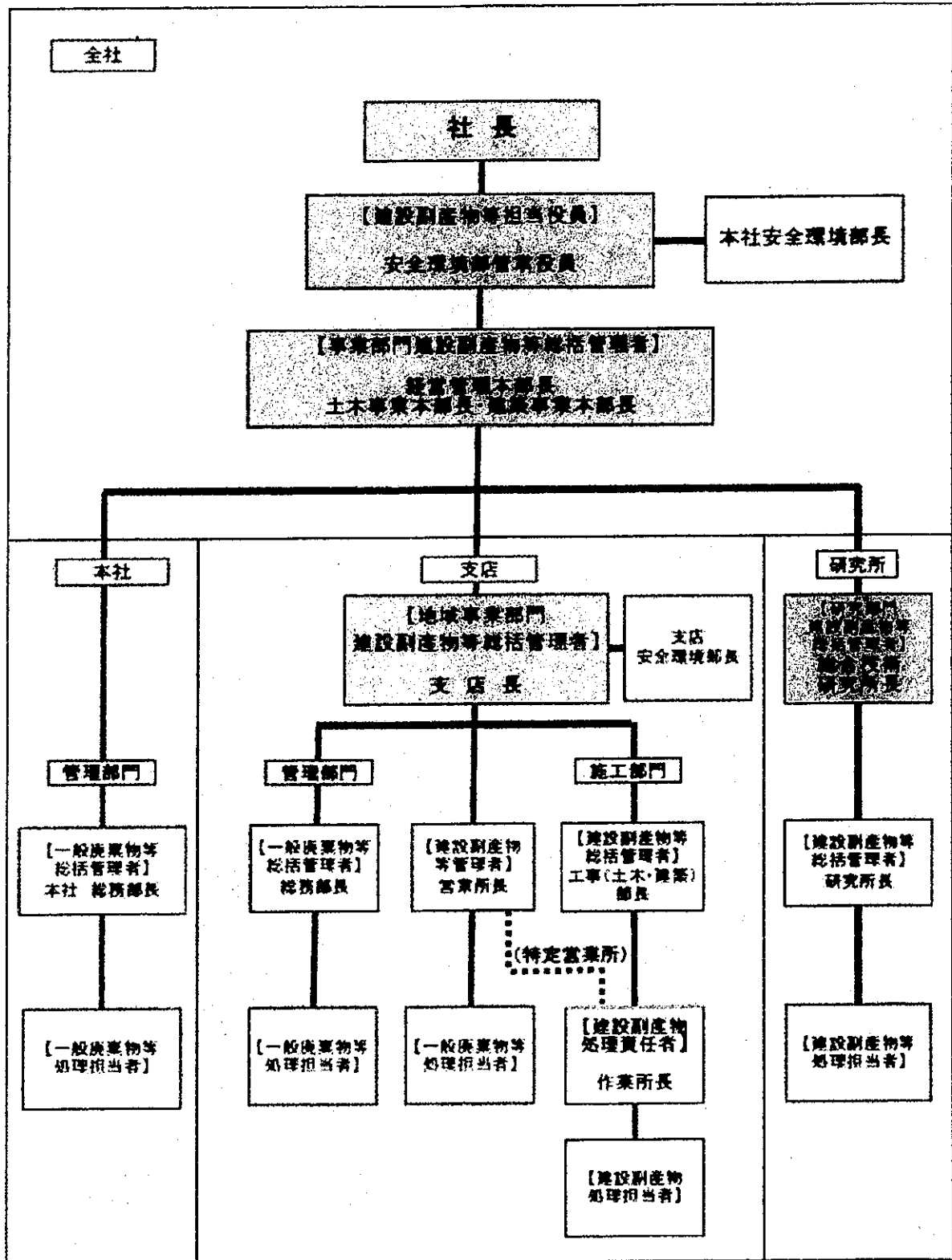
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙④の通り
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図-1 建設副産物等管理に関する社内体制図



特定営業所: 東関東・横浜・沖縄営業所

別紙②  
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥
	排出量	936.9 t	43.3 t	1.8 t	20.5 t
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物(管理)	紙くず	廃石膏ボード
	排出量	24.8 t	12.3 t	0.2 t	9.0 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物(安定)	石綿含有産廃	
	排出量	0 t	0.0 t	0 t	t
	(これまでに実施した取り組み) ・梱包材の簡素化や搬入資材の事前の数量確認による予備材の制限等で発生の抑制を図っている。 ・コンクリート型枠材の材質を木製から鋼製等に変え、転用することで型枠ゴミの発生の抑制を図っている。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥
	排出量	100 t	50 t	2 t	20 t
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物(管理)	紙くず	廃石膏ボード
	排出量	5 t	5 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず			
	排出量	0 t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・協力会社が持ち込む資材については、計画数量を正確に把握し、定着材のままでなく現場に合わせて加工材として持ち込むように指導する。 ・発生抑制の好事例の情報収集を行い水平展開していく。					



別紙③  
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】					
産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥	
全処理委託量	936.9 t	43.3 t	1.8 t	20.5 t	
優良認定処理業者への処理委託量	630.2 t	33.3 t	0.6 t	20.5 t	
再生利用業者への処理委託量	936.9 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	木くず	混合廃棄物(管理型)	紙くず	廃石膏ボード	
全処理委託量	24.8 t	12.3 t	0.2 t	9.0 t	
優良認定処理業者への処理委託量	13.7 t	11.7 t	0 t	9 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	繊維くず	混合廃棄物(安定型)	石綿含有産廃		
全処理委託量	0.0 t	0.0 t	0 t		t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t		t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t		t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t		t
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t		t
(これまでに実施した取組) ・処理業者の許可書や処理内容を確認し、適正な委託契約を締結している。 ・廃棄物を排出する場合はマニフェストを使用して、最終処分までの確認を行っている。					

①現状

別紙④  
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	建設汚泥
	全処理委託量	100 t	50 t	2 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	100 t	50 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	建設混合廃棄物(管理)	紙くず	廃石膏ボード
	全処理委託量	5 t	5 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物(安定)	石綿含有産廃	
	全処理委託量	0.0 t	1 t	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各品目ごとに再資源化率の目標値を設定し、出来る限り再生事業所に委託していく。</li> <li>・法改正等についてはその都度作業所に通知し、委託契約の不備が生じないように再度周知していく。</li> </ul>				